

年金ポータルキャラクター「水先案内人」使用規程

令和 8 年 7 月 29 日

厚生労働省年金局総務課

(目的)

第 1 条 この規程（以下「本規程」という。）は、年金ポータルのキャラクター「水先案内人」（以下「本キャラクター」という。）の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 本規程において「使用」とは、本キャラクターを複製、掲載、表示、配布、公衆送信その他の方法により利用することをいう。

2 本規程において「使用者」とは、本キャラクターを使用する個人、法人その他の団体をいう。

(キャラクターのデザイン)

第 3 条 本キャラクターのデザインは、別紙 1 のとおりとする。

(著作権等)

第 4 条 本キャラクターに関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）その他一切の知的財産権は、厚生労働省年金局総務課に帰属する。

2 本キャラクターの使用は、本規程に基づく利用の許諾を意味するものであり、著作権その他の権利の譲渡を伴うものではない。

(使用の範囲)

第 5 条 本キャラクターは、本規程の条件に従い、年金制度の周知広報を目的としてのみ使用することができる。ただし、使用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、本キャラクターを使用することができない。

- 一 年金制度又は厚生労働省の信用又は品位を損なうおそれがある場合
- 二 法令や公序良俗に反する場合
- 三 特定の個人、政治団体、宗教団体又は思想を支持し、又はこれらと誤認されるおそれがある場合

四 商用目的で使用する場合

五 第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する場合

六 その他使用することが不適当と厚生労働省年金局総務課が認めた場合

2 厚生労働省年金局総務課は、本キャラクターを、厚生労働省ホームページに掲載する方法により、現状有姿で提供する。

(使用料)

第6条 本キャラクターの使用料は無料とする。

(改変等の制限)

第7条 使用者は、本キャラクターについて、改変、翻案、編集その他これに類する行為（以下「改変等」という。）を行ってはならない。ただし、第9条第1項の承認を受けた場合は、この限りでない。

(二次的著作物の取扱い)

第8条 本キャラクターを基に作成された二次的著作物に関する著作権は、厚生労働省年金局総務課に帰属するものとする。ただし、別途合意がある場合はこの限りでない。

2 使用者は、本キャラクター、これを用いて作成した成果物又は二次的著作物並びにこれらの複製物について、再使用許諾、貸与又はリースその他の方法により第三者に使用させてはならない。

(承認申請)

第9条 本キャラクターを使用する場合、事前に、厚生労働省年金局総務課の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本キャラクターは、第5条第1項に定める使用の範囲内で、別紙1に定める標準デザインを用いる場合に限り、厚生労働省年金局総務課の承認を受けずに使用することができる。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。

一 別紙1に定める標準デザインの改変等を伴う場合

二 営利目的で使用する場合

三 その他厚生労働省年金局総務課が承認が必要と認める場合

3 第1項に規定する承認を受けるための申請手続は、別紙2に定める申請書を厚生労働省年金局総務課宛に提出する方法によって行う。

(使用の停止等)

第 10 条 厚生労働省年金局総務課は、本キャラクターの使用が本規程に違反すると認められる場合又は厚生労働省年金局総務課が不適當であると認める場合、使用者に対し当該使用の中止を要請し、又は、前条第 1 項に基づく承認を取り消すことができる。

2 厚生労働省年金局総務課は、その裁量により、使用者に対し本キャラクターの使用の中止を要請することができる。

3 前二項その他の事由により厚生労働省年金局総務課が本キャラクターの使用の中止を要請し又は承認を取り消した場合、使用者は、速やかに、本キャラクター（デザインを改変等したものを含む。）及び第 8 条第 1 項に基づき創作された二次的著作物並びにそれらの複製物の使用を中止し、これらを削除するものとし、厚生労働省年金局総務課が求める場合、当該中止及び削除を証する書面を厚生労働省年金局総務課に差し入れるものとする。

（苦情等の処理）

第 11 条 本キャラクターを使用した施策、活動等に関する事故、苦情、損害等が発生した場合、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとし、厚生労働省年金局総務課は、一切の事故、苦情、損害等について責任を負わないものとする。

（規程の改訂等）

第 12 条 本規程は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がある。

2 本規程に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

本規程は、令和 8 年 8 月 3 日から施行する。

【PNG ファイル形式】

・ PNG_01 (PNG ファイル形式)



・ PNG_02 (PNG ファイル形式)



・ PNG_03 (PNG ファイル形式)



・ PNG_04 (PNG ファイル形式)



・ PNG_05 (PNG ファイル形式)



・ PNG_06 (PNG ファイル形式)



・ PNG_07 (PNG ファイル形式)



・ PNG_08 (PNG ファイル形式)



・ PNG_09 (PNG ファイル形式)



・ PNG_10 (PNG ファイル形式)



・ PNG_11 (PNG ファイル形式)



・ PNG_12 (PNG ファイル形式)



・ PNG_13 (PNG ファイル形式)



・ PNG_14 (PNG ファイル形式)



・ PNG_15 (PNG ファイル形式)



・ PNG_16 (PNG ファイル形式)



・ PNG_17 (PNG ファイル形式)



・ PNG_18 (PNG ファイル形式)



・ PNG_19 (PNG ファイル形式)



・ PNG_20 (PNG ファイル形式)



・ PNG_21 (PNG ファイル形式)



- ・ PNG_22 (PNG ファイル形式)



- ・ PNG_23 (PNG ファイル形式)



- ・ PNG_24 (PNG ファイル形式)



- ・ PNG_25 (PNG ファイル形式)



- ・ PNG_26 (PNG ファイル形式)



- ・ PNG_27 (PNG ファイル形式)



- ・ PNG_28 (PNG ファイル形式)



- ・ PNG_29 (PNG ファイル形式)



- ・ PNG_30 (PNG ファイル形式)



- ・ PNG_31 (PNG ファイル形式)



- ・ PNG_32 (PNG ファイル形式)



- ・ PNG_33 (PNG ファイル形式)



【PSD ファイル形式】

- ・ PSD_01 (PSD ファイル形式)



- ・ PSD_02 (PSD ファイル形式)



・ PSD_03 (PSD ファイル形式)



・ PSD_04 (PSD ファイル形式)



・ PSD_05 (PSD ファイル形式)



・ PSD_06 (PSD ファイル形式)



・ PSD_07 (PSD ファイル形式)



別紙 2
(元号) 年 月 日

厚生労働省年金局総務課 御中

「水先案内人」使用承認申請書

(申請者)

住所：

名前：

連絡先：

担当者：

下記のとおり、年金ポータルキャラクター「水先案内人」使用規程第 3 条に規定する水先案内人の画像の使用を検討しているため、同規程第 9 条に基づき使用申請します。

記

1. 使用目的
2. 使用方法
3. 制作物のデザインを記載

以上